令和４年３月６日

０歳児～4歳児　保護者の皆様

わかばこども園

家庭保育協力依頼の延長について（お願い）

この度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、家庭保育にご協力いただきありがとうございます。

さて、広島県のまん延防止等重点措置が３月６日で解除されることになりましたが福山市ネウボラ推進部より連絡があり、家庭保育協力は引き続き延長されることになりました。

保護者の皆様におかれましては、お仕事等のご都合もおありだとは思いますが、可能な方は引き続き家庭保育のご協力をお願いいたします。なお、ご協力していただく期間ですが「当面の間」となっていますが、お仕事等のご都合もおありだとおもいますので、３月７日（月）～１２日（土）までの出欠を別紙アンケートにてお知らせください。

長期に渡って再三のお願いになりますが、大切な子ども達の命を守るためにも、ご理解とご協力を頂きますようお願いいします。

◆ご協力をお願いする期間（再々延長）

当面の間　＊福山市から期間が示されたらお知らせします。

給食等の兼ね合いがありますので、とりあえず３月７日（月）～１２日（土）までのご都合をお知らせください。

◆ご協力いただく内容

「1号認定こども」

引き続き家庭保育をお願いします。＊新２号認定をお持ちの方はご相談ください。

「2号・3号認定こども」

現在育児休業中の方や保護者が在宅の場合、祖父母等の協力が得られる時は、引き続き家庭保育をお願いします。特に土曜日は家庭保育にご協力ください。

◆年度末希望保育について

現在３月２５日（金）から希望保育をお願いしていましたが、２５日は通常保育とさせていただき、２６日（土）から２９日（火）までを希望保育、３０・３１日を要望保育にさせていただきます。

◆３歳児以上

「給食費について」

３月８日（火）までに事前に家庭保育協力の連絡をいただいた方は、**給食費を減免します。**

＊食材発注の兼ね合いがありますので、**減免対象者は3月8日（火）までに連絡を頂いた方**です。９日以降に連絡をいただいても給食費減免にはなりません。アンケートを提出された後でも、家庭保育協力への変更連絡を８日までにいただければ、給食費減免となります。

＊現在家庭保育にご協力いただいている方は「欠席連絡システム」より、引き続きご協力いただける日をお知らせください。３月８日までに連絡をいただいた方は給食費減免になります。

＊病気でお休みされた場合は給食費減免にはなりません。給食費の減免処理は３月分は４月２７日引落し分でさせていただきます。

＊転園される方も諸費請求がありますので、４月末まではJA口座の解約はしないでください。

「教育・保育について」

・英会話、茶道は３月は中止とさせていただきます。

◆３歳児未満

「保育料について」

３月７日～１２日まで引き続き家庭保育のご協力をいただいた方は、保育料が減免になります。保育料減免は福山市の事務処理が出来次第とさせていただきます。

◆発表会について

家庭保育期間がいつまで延長されるかわかりませんので、家庭保育期間の解除後検討させていただきます。